

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、社会福祉法人富山市社会福祉協議会アミティ工房から物品の買い入れを受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和7年11月13日

富山市長 藤 井 裕 久

- 1 契約の件名
心身障害者（児）作品展事業記念品購入
- 2 随意契約を締結した課室の名称
福祉保健部 障害福祉課
- 3 契約の相手方を決定した日
令和7年11月13日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市今泉83番地1
社会福祉法人富山市社会福祉協議会アミティ工房
- 5 契約金額
20,000円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。